

中津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

（概要版）

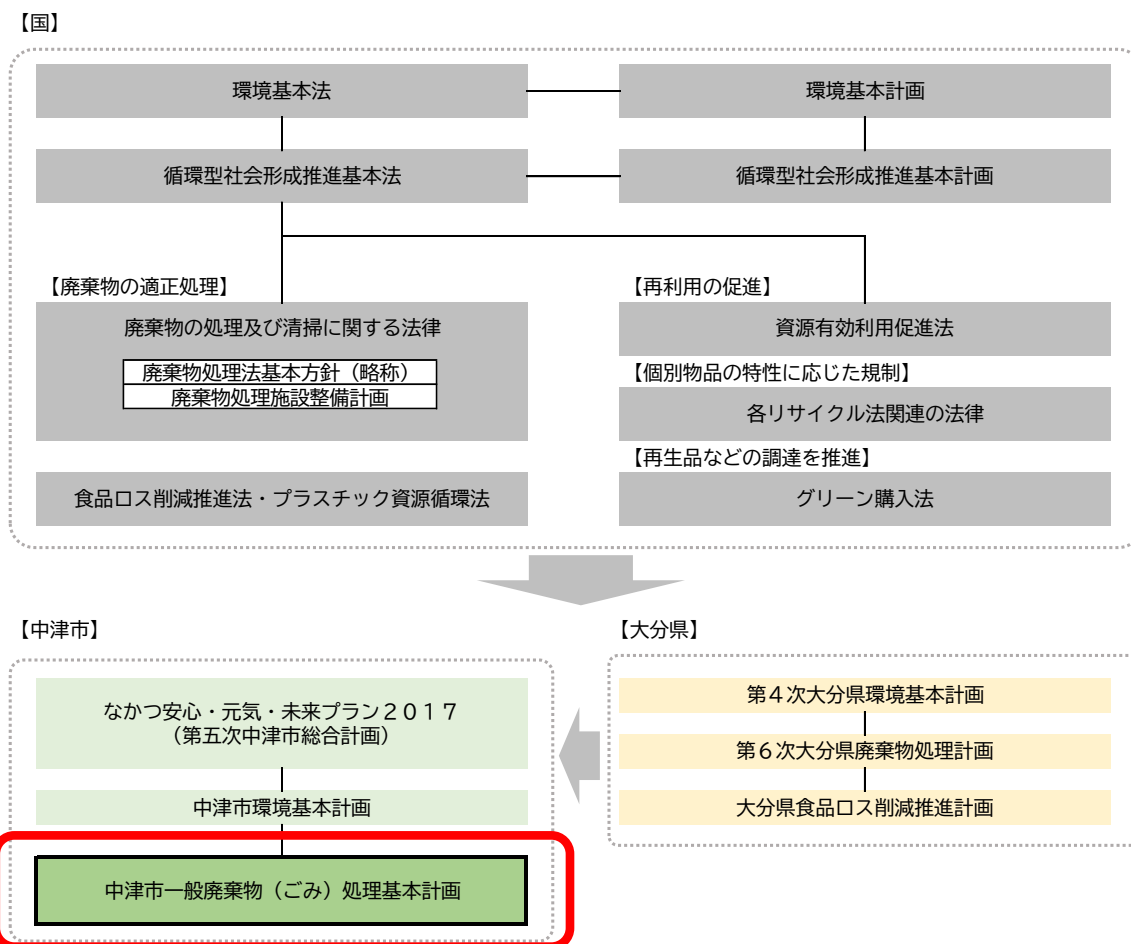
令和8年 月

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物処理法第6条に基づき、市町村が策定を義務付けられている法定計画です。

本計画は、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の減量・再資源化と適正処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

現行計画は、平成30年4月に策定し、令和2年度に一部変更、令和3年度に中間見直しを行い、令和9年度まで（10年間）の計画となっています。



2. 計画の位置づけと策定の趣旨

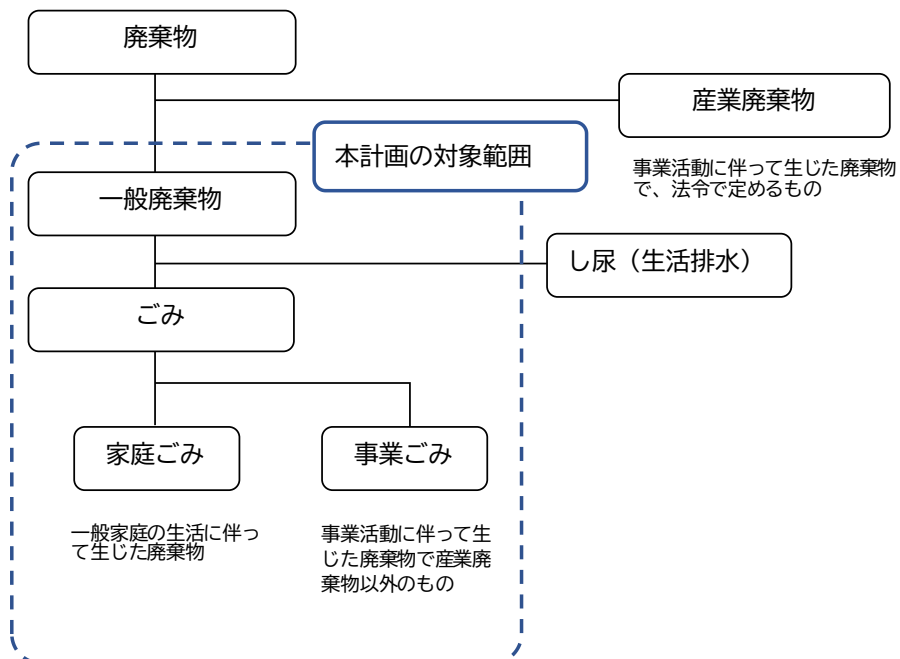
現行計画は、令和 3 年 7 月から実施している「資源プラスチックの分別収集」や令和 4 年 9 月から実施している「ごみ袋の有料化」などの新たな施策の実施前に策定した計画です。

これらの施策の実績値を基に、令和 16 年度からの「中津上毛環境事務組合」による広域処理の開始に向け、現行計画の取り組みを継続しつつ、令和 15 年度末までの「移行期間」を支える次期計画として中津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定します。

計画期間 令和 8 年度～令和 15 年度までの 8 年間

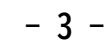
計画が 8 年と短いため、中間見直しの時期は定めず、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うこととします。

計画対象 中津市で発生する一般廃棄物（ごみ）



（１）ごみの排出及び処理の現状

中間処理による減量化量は 18,345 t / 年であり、計画処理量の 74.4%が減量化されています。



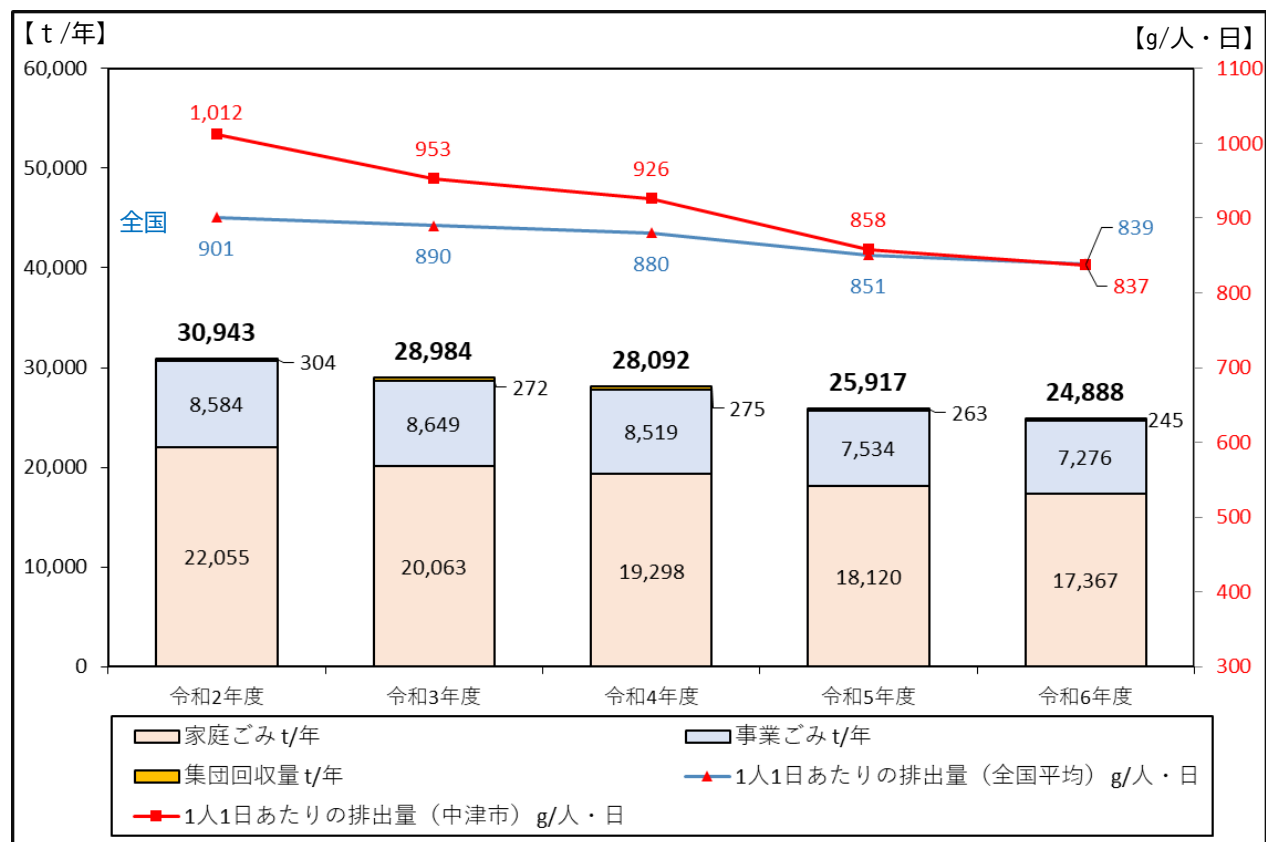
(2) ごみ処理の実績

① ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和2年度をピークに減少傾向を示しており、令和6年度は24,888t となっています。

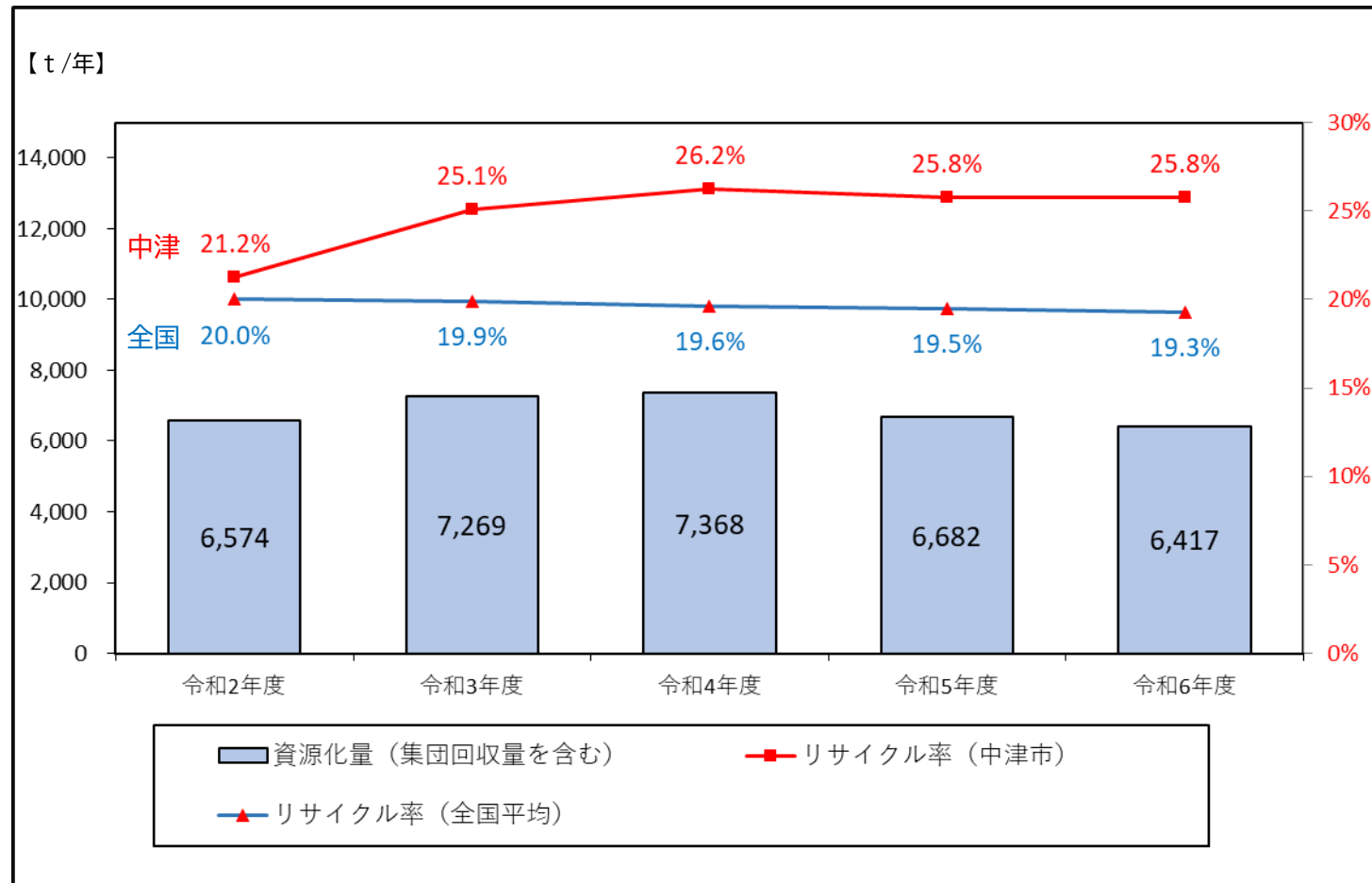
特に令和4年度から令和5年度にかけては、令和4年9月からの指定ごみ袋有料化など様々な施策を一体的に取り組んだことにより、大きく減少しています。

ごみ総排出量原単位（1人1日当たりごみ総排出量）は、これまで全国及び大分県の平均値を上回っていましたが、令和6年度には全国平均および大分県平均を下回っています。



② 再資源化量とリサイクル率

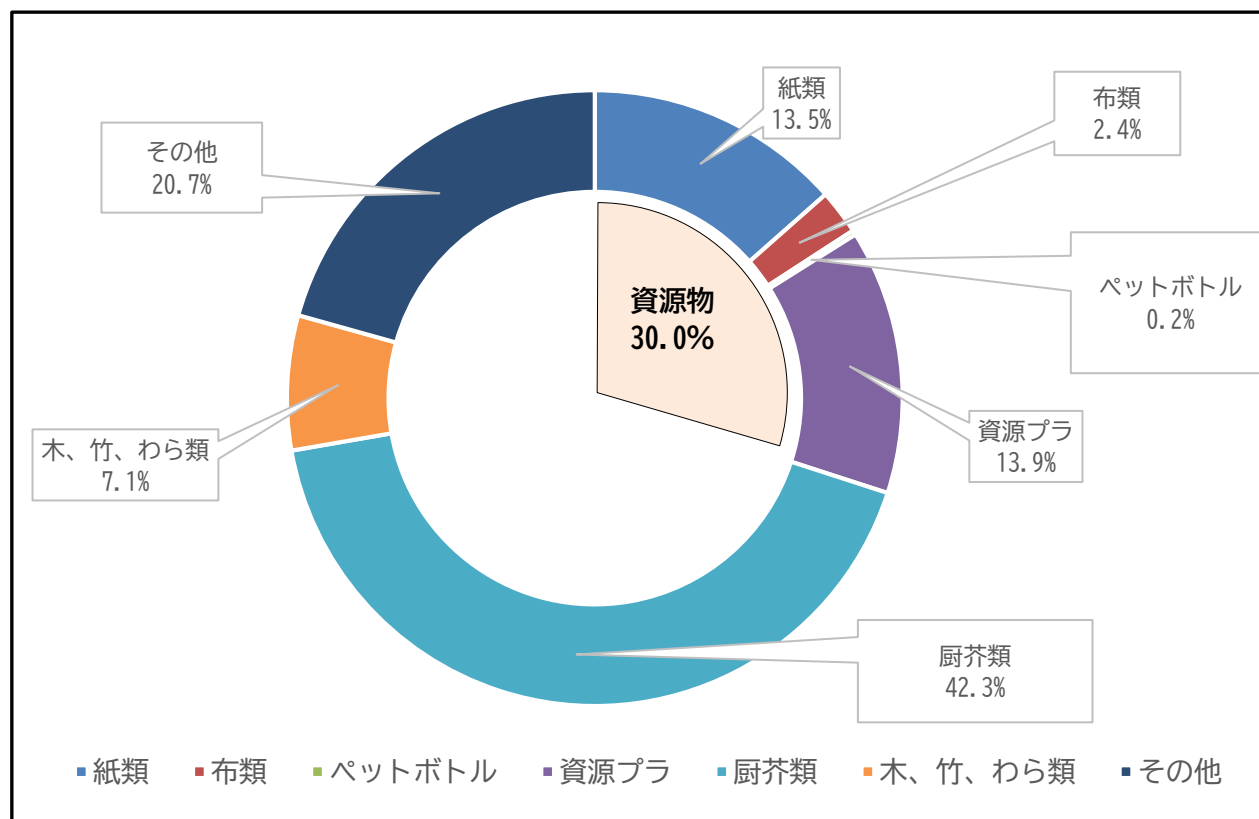
リサイクル率を大分県内および全国と比較すると、令和2年度以降は全国平均・大分県平均を常に上回る数値で推移しており、特に資源プラの分別収集が本格化した令和3年度以降は25%を超える高い水準を維持しています。



③ ごみの組成

家庭から排出される燃やすごみの中身の分析を目的とした、ごみ組成分析調査を令和5年度に実施しました。

ごみの構成比は、厨芥類が最も多く42.3%を占めており、次いで資源プラが13.9%、紙類が13.5%、木・竹・わら類が7.1%、布類が2.4%、ペットボトルが0.2%となっています。また、燃やすごみに混じっている資源物の割合は30.0%となっています。資源物を適正に分別し排出することで、燃やすごみの減量と再資源化を更に推進できます。

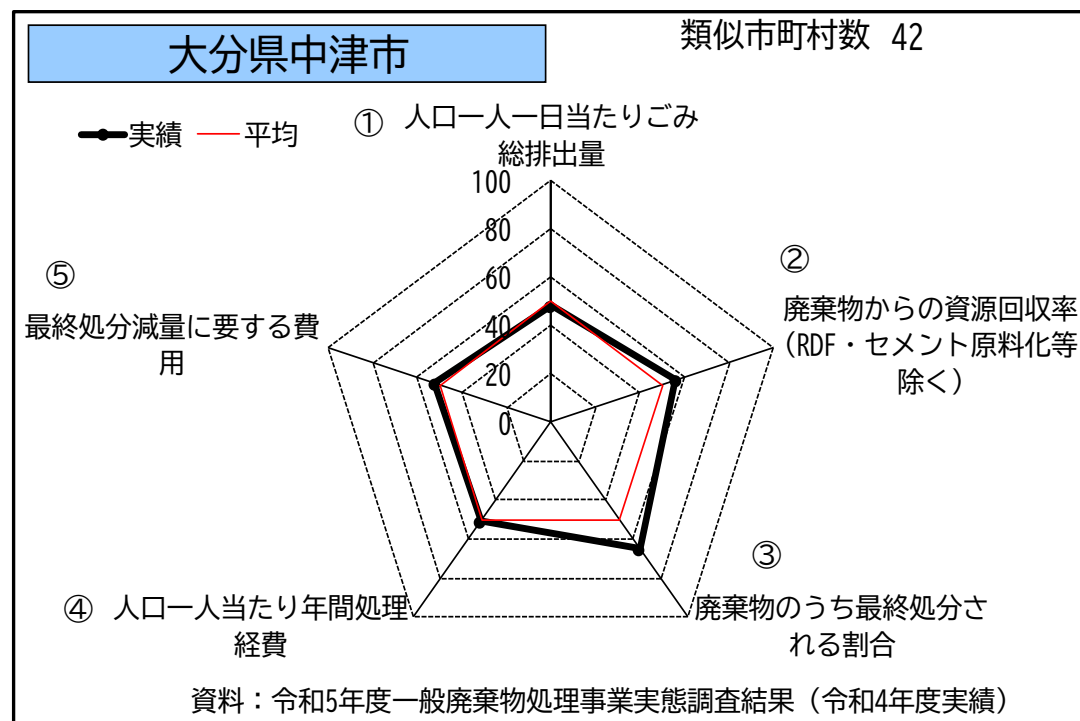


■ 令和5年度 燃やすごみの組成調査結果

(3) ごみ処理の評価（令和4年度実績：基準年度）

ごみ処理について、類似した人口規模（5万人以上10万人以下）及び産業構造の都市（42都市）と比較・評価を行った結果は、以下の通りとなっています。偏差値50を上回れば類似した都市と比較して良好な状態と判断できます。

- | | | |
|----------------------|------------|--|
| ① 一人一日当たりのごみ排出量 | 【偏差値 48.2】 | 平均の1.02倍と高くなっています。
※ただし、令和6年度以降は全国平均を下回っています。 |
| ② リサイクル率 ※セメント原料化等除く | 【偏差値 56.0】 | 平均の1.26倍と高くなっています。 |
| ③ 最終処分率 | 【偏差値 64.9】 | 平均の0.15倍と低くなっています。 |
| ④ 一人当たりの年間処理経費 | 【偏差値 51.0】 | 平均の0.94倍と低くなっています。 |
| ⑤ 最終処分減量に要する費用 | 【偏差値 52.2】 | 平均の0.88倍と低くなっています。 |



(4) 課題

● 全国平均を上回るごみ排出量等から、さらなるごみ減量・再資源化

令和 6 年度の実績において、中津市の一人一日当たりのごみ総排出量（837g）は全国平均（839g）を下回りましたが、資源を含む家庭ごみ排出量（592g）は、全国平均（584g）をわずかに上回っている状況です。

類似した都市平均と比較して可燃ごみの排出量は抑えられるなどの成果はあるものの、ごみ排出量全体を減らすためにはさらなるごみ減量・再資源化を推進していく必要があります。

事業ごみについても、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数および製造品出荷額が増加していることから、多量排出事業者を中心に啓発活動を強化し、ごみ減量・再資源化を図る必要があります。

● 中津市クリーンプラザの稼働維持

現在稼働している「中津市クリーンプラザ（焼却施設）」と「中津市リサイクルプラザ（再資源化施設）」は、平成 11 年の稼働開始からすでに 27 年が経過し、老朽化が進んでいます。

令和 15 年度の計画期間終了まで、計画的な修繕を行い、安全かつ適正な処理体制を維持し続けることが不可欠です。

● 最終処分場の継続的な埋立量の削減と延命化

「中津市一般廃棄物埋立処分場」は、平成 3 年から供用開始しており、平成 23 年 3 月の嵩上げ工事や焼却飛灰・不燃物残渣のセメント原料化などにより延命化を図ってきました。

今後も限られた処分場の容量を確保し、可能な限り長期間使用していくために、再資源化の促進による最終処分量の継続的な削減が求められます。

● 広域処理に向けた住民に過度な負担をかけない段階的な移行準備

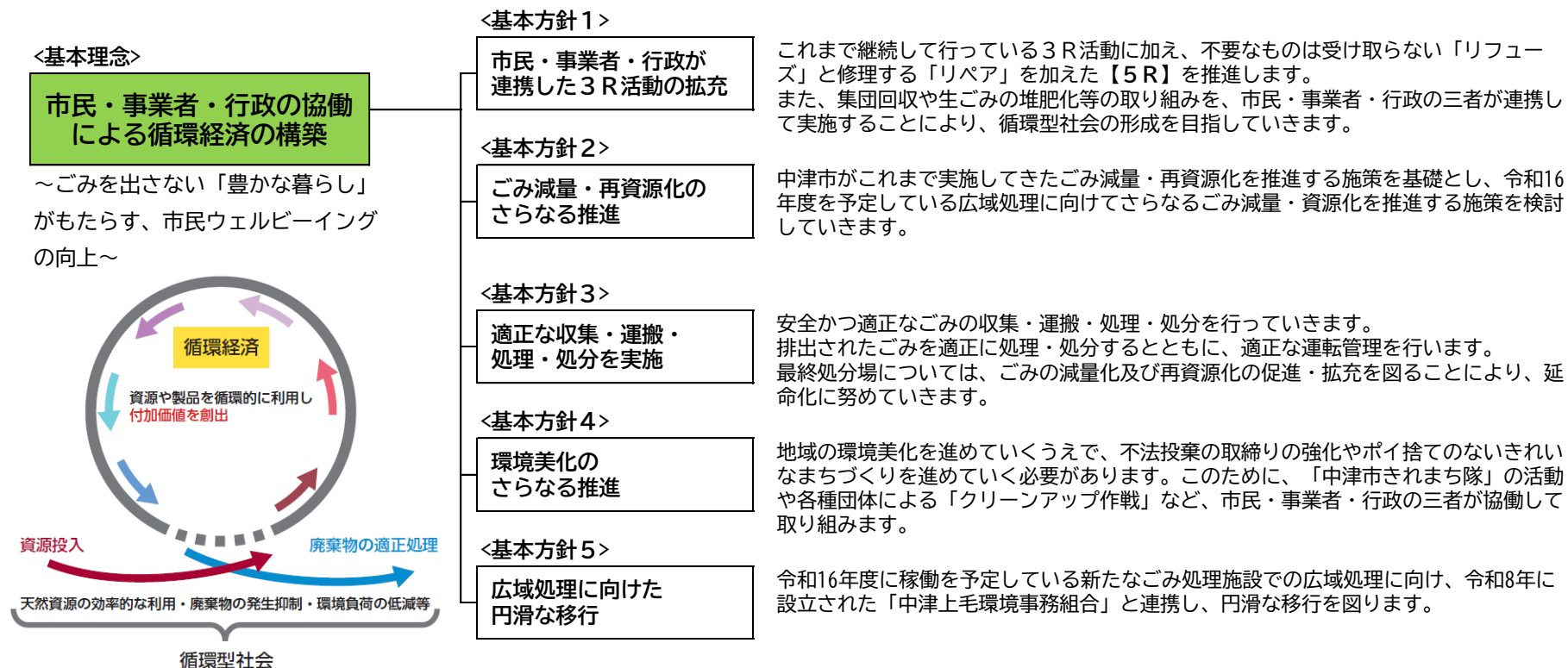
本計画は、令和 16 年度からの広域処理開始を見据えた「移行期間」の計画と位置付けられています。

将来的な広域処理に向けて、分別区分や収集体制の調整を進める必要がありますが、その過程で市民生活に大きな支障や混乱をきたさないよう、スムーズかつ段階的に準備を進めることが課題です。

4. ごみ処理基本計画

(1) 基本理念と5つの基本方針

中津市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、3 R活動を拡充した5 R活動を推進することで、限りある資源の効率的な利用とエネルギーの消費量の削減、循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の三者が協働して取り組み、環境負荷の低減等に努めることを基本理念として掲げ、実行していく方針とします。 また、資源循環の高度化を通じて、持続可能な生活環境を守り、市民の心身の幸福「ウェルビーイング」の向上に寄与することを目指します。



資料：環境省

(2) 計画目標値

本計画では、人口減少や少子高齢化、ごみ処理施設の老朽化といった中津市の課題に対応しつつ、令和 15 年度までを「広域処理体制へ向けた移行期間」と位置づけ、ごみの発生抑制および適正処理を推進します。特に国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」等の動向を踏まえ、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量と再資源化の目標を以下のとおり設定します。

項 目	令和 4 年度 (実績)	令和 12 年度 (国目標年度)	令和 15 年度 計画目標年度	備考 (令和 4 年度比)
一般廃棄物の排出量	28,092 t	22,608 t	21,801 t	△6,291 t △22.4%
一人一日当たり 家庭系ごみ排出量	506.72 g	412.85 g	398.81 g	△107.91 g (年△39 kg) △21.3%
一般廃棄物の出口循環利用率 (リサイクル率)	26.2%	26.8%	27.3%	+1.1 ポイント
【新規】 一人一日当たりごみ焼却量	685.27 g	570.55 g	550.97 g	△134.3 g (年△49 kg) △19.6%
【新規】 一般廃棄物の最終処分量	326 t	269 t	262 t	△64 t △19.6%

● 国・大分県の目標値との比較（令和 12 年度） ※令和 12 年度は、国及び大分県の計画の目標年度

項目	国	大分県	中津市
一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比 9%削減	—	令和 4 年度比 20%削減
一人一日当たり家庭系ごみ排出量	478 g	478 g 以下	413 g
リサイクル率	26%	20%以上	26.8%
一人一日当たりごみ焼却量	580 g	—	571 g

● 食品ロス削減推進計画について

「食品ロス削減推進法」に基づき、食べられるのに廃棄されている食品を削減するため、中津市では「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して計画的な施策を展開します。

国の基本方針では、食品ロスを平成 12 年比で令和 12 年までに半減するという目標を早期達成するとしており、中津市においても国と同等に令和 10 年度に早期達成する目標とし、令和 10 年度の一人一日あたりの食品ロス排出量 49 g とする目標を設定します。

項 目	基準年度 平成 12 年度	現状値 令和 6 年度	計画目標値 令和 10 年度	計画目標値 令和 12 年度
家庭の一人一日あたり の食品ロス排出量 (g/人・日)	102 g	55 g	49 g	43 g

R12 年度までに半減

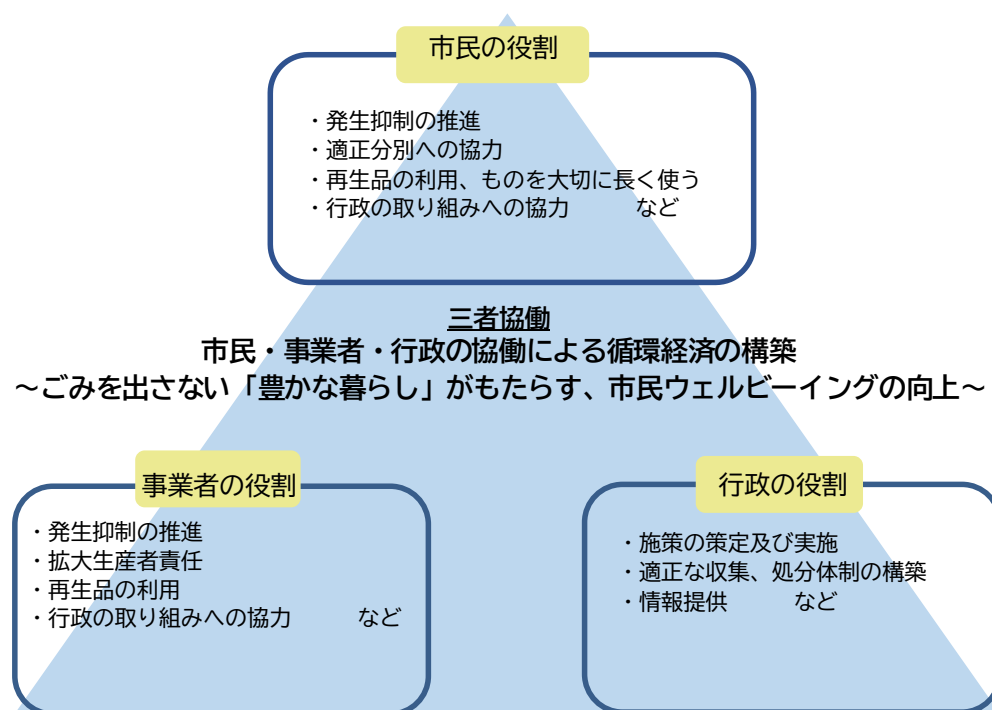
※R10 年度に早期達成

【参考】 食品ロス排出量は国（環境省）の推計方法に準じて算出

(3) ごみの排出抑制のための方策

前述の目標を達成するためには、市民・事業者・行政がごみの減量・再資源化に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力が必要です。

こうした連携を深めていくためには、市民は自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から住民、事業者の取り組みを支援していくという行動を、三者協働により実施しつつ、循環型社会の形成に努めていかなければなりません。



- ア. 適正分別の啓発強化によるごみ減量・資源化の推進
- イ. ごみ袋有料化制度の継続と効果の検証
- ウ. 生ごみ減量の促進
- エ. 食品ロスの削減
- オ. フードバンク活動の推進
- カ. ごみ・リサイクルミニ集会の拡充
- キ. 環境学習の充実
- ク. 啓発活動の充実とリユース（再使用）の促進
- ケ. 事業ごみの減量・資源化
- コ. デジタル技術（DX）の活用
- サ. 事業所との連携



5. 広域処理への準備・参画

令和16年度の新しいごみ処理施設の稼働に向け、中津市は構成市として中津上毛環境事務組合と緊密に連携し、中津上毛環境事務組合が掲げる以下の4つの柱の着実な実施を目指し、新しいごみ処理施設の整備の準備に参画します。

【4つの柱】

- ・安全・安心・安定的な広域処理体制の構築
- ・地域社会に貢献できる体制の強化
- ・環境負荷の少ない施設の整備
- ・経済性・効率性の確保

●整備スケジュール（主体：中津上毛環境事務組合）

年度		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
①	循環型社会形成推進地域計画策定	■								
②	施設整備基本計画策定		■	■	■					
③	地質調査、地盤調査、生活環境影響調査等		■	■	■					
④	事業方式検討、事業者選定			■	■	■				
⑤	土地造成設計、造成工事			■	■	■	■			
⑥	施設整備設計、建設工事					■	■	■	■	■
⑦	本稼働									→